

鉄工職種(構造物鉄工作業)

<p>作業の定義</p>	<p>渡された図面にしたがって、構造物鉄工作業(構造物鉄工加工)(注)を行い所定の構造物を製作する作業をいう。 注 構造物鉄工作業(構造物鉄工加工) けがき作業、切断作業、穴あけ作業、曲げ作業、接合作業、ひずみ取り作業、組立て作業、仕上げ作業、検査作業、塗装作業等を含む作業全体を指す。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)構造物鉄工作業(構造物鉄工加工) ①読図作業 ②けがき作業 ③鉄工用工作機械による鋼板の切断及び穴あけ作業 ④グラインダによる研削作業 ⑤鋼板のガス切断作業 ⑥組立図による溶接及びボルトを用いた構造物の組立て作業(揚重作業含む) ⑦製品測定作業</p>	<p>第2号技能実習 (1)構造物鉄工作業(構造物鉄工加工) ①読図作業 ②けがき作業及び型板製作作業 ③鉄工用工作機械による鋼板の切断及び穴あけ作業 ④グラインダによる研削作業 ⑤鋼板及び形鋼のガス切断作業 ⑥手作業による曲げ加工作業 ⑦材料及び製品のひずみ取り作業(必要に応じて行う) ⑧組立図による溶接及びボルトを用いた構造物の組立て作業(揚重作業含む) ⑨補修作業(必要に応じて行う) ⑩製品測定及び検査作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)構造物鉄工作業(構造物鉄工加工) ①読図作業 ②適用する作業方法の決定とその作業の段取り作業 ③けがき作業及び型板製作作業 ④鉄工用工作機械による鋼板の切断及び穴あけ作業 ⑤グラインダによる研削作業 ⑥鋼板及び形鋼の高度なガス切断作業 ⑦手作業による曲げ加工作業 ⑧プレス又は曲げローラによる曲げ加工作業 ⑨材料及び製品のひずみ取り作業 ⑩組立図による溶接及びボルトを用いた複雑な構造物の組立て作業(揚重作業含む) ⑪補修作業(必要に応じて行う) ⑫製品測定及び検査作業</p>
	<p>上記の作業に応じた特別教育又は技能講習一覧 特別教育 1. 自由研削用と石の取り替え等の業務 2. クレーン運転操作(5t未満) 3. アーク溶接等の業務 ※ 技能講習 1. ガス溶接技能講習 2. クレーン運転操作(5t以上)技能講習</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等当該するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①製缶作業 ②構造物現図作業 ③塗装作業 ④器具の管理作業 ⑤構造物鉄工加工用機械の保守管理作業 ⑥作業工程管理業務 ⑦製品の品質管理業務 ⑧クレーン運転作業(作業に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑨移動式クレーン運転作業(作業に応じて特別教育、技能講習等が必要。) ⑩玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑪フォークリフト運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑫鋼材、溶接材料、ボルト材料等の材料管理業務 (2)周辺業務 ①製品・部品の梱包・出荷作業 ②素材(材料)の工場内運搬作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一つ以上必ず使用すること。 1. 構造用鋼材(鋼板、形鋼、鉄筋等) 2. ステンレス鋼材 3. アルミニウム及びアルミニウム合金材 4. 銅及び銅合金材 5. ボルト・ナット材 6. 溶接材 7. 鋳鋼品 8. 鍛鋼品 9. チタン</p>		
	<p>①機械、設備等(機械、設備等に応じた保護具を使用すること。) 1) 電動工具、油・空圧工具、機械工作作業用工具(一つ以上必ず使用すること。) 1. 電動・空圧ドリル 2. 電動・空圧ディスクサンダ 3. ドリル 4. ドリルチャック 5. スリーブ 6. 電動・空圧レンチ 7. ボルト軸力計 8. トルクレンチ 9. ブリッジリーマ 10. その他各種電動工具、油・空圧工具、機械工作作業用工具 2) 溶接作業用工具 1. アーク溶接機 2. ロボット溶接機 3. ガス溶接機 4. 溶接電流計 5. 溶接棒乾燥機 6. ヒューム集塵装置 7. その他各種溶接作業用工具 3) 切断・加熱作業用工具 1. 手動ガス溶断機 2. 自動ガス切断機 3. 自動レーザー切断機 4. 曲げ加工用機械(一つ以上必ず使用すること。) 1. ペンディングローラ 2. プレスブレーキ 3. その他各種曲げ加工用機械 4. せん断加工用機械 1. ニプリングシャー 2. スケヤシャー 3. その他各種せん断加工用機械 5) プレス機械(一つ以上必ず使用すること。) 1. 機械プレス 2. 油圧プレス 3. その他各種プレス機械 6) その他工作機械 1. 帯鋸盤 2. 砥石切断機 3. 旋盤 4. ボール盤 5. グラインダ平削り盤 6. 両頭研削盤 7. その他各種工作機械 ②器具等(器具等に応じた保護具を使用すること。) 1) 一般作業用工具(一つ以上必ず使用すること。) 1. 片手ハンマ 2. 万力 8. 鉄工用スパナ 9. ドライバ(+、-)</p>		

<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>3.スパナ 4.モンキレンチ 5.棒スパナ 6.ソケットレンチ 7.パイプレンチ 2)けがき作業用工具(一つ以上必ず使用すること。) 1.けがき定盤 2.Vブロック 3.ます形Vブロック 4.けがき針 5.トースカン 6.スケールホルダ 7.コンパス 8.けがき用たがね 9.ポンチ 3)仕上げ作業用工具(一つ以上必ず使用すること。) 1.万力 2.シャコ万力 3.やすり 4.ワイヤブラシ 5.ハンドタップ 4)板金、製缶作業用工具 1.金切りばさみ 2.はんだごて 3.鍛造ばし 4.金敷 5.たがね 6.各種ハンマ 5)溶接作業用工具 1.ワイヤ切断ペンチ 2.プラスチックハンマ 3.火ばし 4.プライヤ 5.シャコ万力 ③計測器等(一つ以上必ず使用すること。) 1.鋼製直尺 2.鋼製巻尺 3.直角定規 4.コンベックスルール 5.貫通ゲージ 6.さしがね 7.パス 8.ノギス 9.ハイトゲージ 10.マイクロメータ 11.ダイヤルゲージ 12.すきまゲージ 13.限界ゲージ 14.開先ゲージ 15.スコヤ 16.スチールプロトラクタ 17.ユニバーサルベベルプロトラクタ 18.アングルゲージ ④揚重運搬機械等(揚重運搬機械等に応じた保護具を使用すること。) 1.クレーン 2.移動式クレーン</p>	<p>10.ペンチ 11.プライヤ 12.バイスプライヤ 13.その他各種一般作業用工具 10.けがき用ハンマ 11.刻印 12.けびき 13.アングルスコヤ 14.ストレートエッジ 15.墨つぼ 16.墨さし 17.文鎮 18.その他各種けがき作業用工具 6.タップハンドル 7.ダイス 8.ダイスハンドル 9.金切りのこ 10.その他各種仕上げ作業用工具 7.へし類 8.レールペンダ 9.蜂の巣定盤 10.鍛造用馬 11.その他板金、製缶作業用工具 6.やすり 7.チップングハンマ 8.ワイヤブラシ 9.溶接用保護具 10.その他各種溶接作業用工具 19.水準器 20.ドリルゲージ 21.穴ゲージ 22.溶接用ゲージ 23.温度チョーク 24.下げ振り 25.トランシット 26.レベル 27.レーザーレベル 28.スタッフ 29.ピアノ線 30.ガス切断面等級モデル 31.電卓 32.測定治具 33.プレート型板 34.ばねばかり 35.その他各種測定作業用工具 3.フォークリフト 4.各種玉掛用具</p>
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>鉄工職種(構造物鉄工作業)による製品は、日本標準産業分類の大分類「E 製造業」、中分類「24 金属製品製造業」、「25 はん用機械器具製造業」、「26 生産用機械器具製造業」、「27 業務用機械器具製造業」、「29 電気機械器具製造業」、「31 輸送用機械器具製造業」、「32 その他の製造業」等で生産される構造物鉄工加工の工程を有する製品、部品が該当し、ここで生産される主な製品としては建築物や化学プラント等の鉄鋼構造物、鉄塔・橋梁・煙突等の鋼製構造物、各種機械器具の構造部分を形成する構造物等が該当する。</p>	
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.構造物鉄工作業の一部の加工作業(溶接作業、ガス切断作業、機械切断作業、穴あけ加工作業、サンダ処理作業、曲げ作業、塗装作業、組立て作業等)のみの場合 2.揚重運搬機械の運転作業のみの場合 3.玉掛け作業のみの場合 4.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>	